

# 杉並区地域防災計画 震災編 主要修正項目(案)(概要版)

## 1. 地域防災計画の想定地震の変更

○従来は、東京湾北部地震が杉並区での被害が最大となると想定されていたが、令和4年5月に発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、対象となる想定地震が変更となり、杉並区での被害が最大となる「多摩東部直下地震」を本計画の前提とする。

【総則・予防対策編（第1部 第1章 地域防災計画の概要）修正】 【資料3 1-①】

## 2. 災害時要配慮者の生活環境の充実

○福祉救援所の拡充のため、高齢者や障害者の入所施設等に対し、施設建設の段階から協力を求めるなど、福祉救援所の指定に関する協定締結を推進するほか、施設ごとに受入対象を特定して公示する。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）修正】 【資料3 2-②】

○第二次救援所や福祉救援所に指定した施設の状況を踏まえ、災害時要配慮者が生活を送る上で必要な環境整備を推進するほか、受入れに必要な物品の備蓄の充実を図る。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）新規】 【資料3 2-②】

○福祉救援所連絡会を定期的開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を実施する。第二次救援所マニュアルの改善や福祉救援所マニュアルの整備・見直しや、立ち上げ運営訓練等を実施し、機能強化を図る。震災救援所との連携を強化するため、福祉救援所運営職員に震災救援所運営連絡会への参加を促す。妊産婦や乳幼児親子など特別な支援を必要とする方の避難場所について検討し、確保を図る。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）新規】 【資料3 2-②】

## 3. 帰宅困難者対策の推進

○一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、指定している区有施設を一時滞在施設として開設するとともに、協定を締結している民間施設に一時滞在施設開設を要請する。一時滞在施設の開設後、DISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を報告する。帰宅困難者が多数殺到し、一時滞在施設が不足する地域が発生した場合、最寄りの補助・代替施設の活用を検討する。

【震災編（第1部 第7章 帰宅困難者対策）新規】 【資料3 3-③】

※DIS:災害時等における都、市区町村及び防災機関とのネットワーク

○駅前滞留者対策連絡会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。また、地域により、駅前滞留者へ掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。連絡会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集し、掲示板等を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を多言語で提供する。

【震災編（第1部 第7章 帰宅困難者対策）新規】 【資料3 3-⑤】

## 4. マンション防災の強化

○エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーターチェアの設置等の対策を検討する。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）新規】 【資料3 4-①】

○エレベーター保守管理会社の到着が遅れることに備え、マンション管理組合及びマンション居住者でエレベーター利用者の救出救助ができるよう訓練の実施を促進する。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）新規】 【資料3 4-②】

○マンション居住者に対し、自助の備えの周知、防災計画の作成、訓練の実施等の共助の取組や都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度に関する周知をマンション管理組合やマンション管理会社に要請する。

【総則・予防対策編（第2部 第2章 区民と地域の防災力向上）新規】 【資料3 4-③】

# 杉並区地域防災計画 震災編 主要修正項目(案)(概要版)

## 5. 防災拠点の運用力の向上

○火災による延焼の長期化が見込まれ、避難場所から利用可能な震災救援所までの避難経路の安全が確保できる場合、震災救援所に避難者を誘導する。

【震災編（第1部 第8章 避難者対策）修正】 【資料3 5-①】

○ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地に多数の避難者等が滞留し、運用に支障が発生する可能性がある場合、避難者などを近隣の震災救援所等に誘導する。

【震災編（第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進）新規】 【資料3 5-②】

## 6. 建物被害による二次被害の防止

○地震発生直後におけるマンパワー不足の中でも、迅速に応急危険度判定活動を行うことを目的として、建築物の応急危険度判定の模擬訓練を実施する。

【総則・予防対策編（第2部 第12章 住民の生活の早期再建）新規】 【資料3 6-①】

## 7. 飲料水や物資の供給体制の強化

○道路障害物除去作業を行う協力業者の重機等で燃料が不足する場合は、東京都石油商業組合杉並中野支部からの燃料給油について調整する。

【震災編（第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保）修正】  
【資料3 7-②】

## 8. その他防災体制の充実

### 「遠隔地避難者への支援」

○区外へ一時的に自主避難した区民に対して、区内の復旧状況、各種支援制度、復興の考え方等の情報を提供する。

【震災編（第1部 第5章 情報通信の確保）新規】 【資料3 8-①】

### 「揺れから生じる建物被害の軽減」

○特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震化に重点的に取り組み、地震に強い安全なまちづくりを進める。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）修正】 【資料3 8-②】

○マンションの管理状況届出制度を活用し、耐震性が不明なマンション管理組合に耐震化の重要性や必要性を周知し、要望に応じて、耐震相談アドバイザーを派遣し、耐震化のアドバイスや区分所有者間の合意形成の支援を行う。耐震診断や補強設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成により支援する。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）新規】 【資料3 8-②】

### 「停電対策の推進」

○発災時の非常用電源（移動電源）として、区が所有する電気自動車等に搭載されているバッテリーのほか、民間シェアサイクルのバッテリーの活用を検討する。

【総則・予防対策編（第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保）新規】 【資料3 8-⑤】

### 「防犯体制の強化」

○災害発生後に震災救援所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力根絶の普及・啓発を推進する。

【総則・予防対策編（第2部 第2章 区民と地域の防災力向上）新規】 【資料3 8-⑥】

### 「ICT・デジタル環境の整備」

○地域BWA等による通信網を活用して、震災救援所と保健センター及び医療機関をオンラインでつなぎ、災害時における保健・医療体制の充実を目指す。

【総則・予防対策編（第2部 第6章 情報通信の確保）新規】 【資料3 8-⑨】

### 「災害時における女性等支援の取組」

○女性等に配慮した生活必需品及び感染症対策物品の備蓄や調達を推進する。

【総則・予防対策編（第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進）新規】  
【資料3 8-⑫】